

## 重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護サービス）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
主たる事務所の所在地	山口県山口市緑町 2 番 1 1 号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	支部長 津江 和成
電話番号	0 8 3 - 9 2 4 - 6 3 3 8

介護保険法令に基づき山口県等知事等から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき山口県等知事等から指定を受けている居宅サービスの種類
済生会山口地域ケアセンター 在宅複合型施設やすらぎ 居宅介護支援事業所 (山口市 3570300016 号)	居宅介護支援事業
済生会山口地域ケアセンター 在宅複合型施設やすらぎ (山口県 3570300347 号)	短期入所生活介護事業
済生会山口地域ケアセンター 在宅複合型施設やすらぎ ヘルパーステーション (山口県 3570300263 号)	訪問介護事業 山口市介護予防・日常生活支援総合事業
済生会山口地域ケアセンター 在宅複合型施設やすらぎ デイサービスセンター朝倉 (山口県 3570300289 号)	通所介護事業（通常規模型） 山口市介護予防・日常生活支援総合事業
済生会山口地域ケアセンター 在宅複合型施設やすらぎ 訪問看護ステーション (山口県 3560390001 号)	訪問看護事業

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	済生会山口地域ケアセンター在宅複合型施設やすらぎ 訪問看護ステーション
指定番号	山口県 3 5 6 0 3 9 0 0 0 1 号
所在地	山口県山口市朝倉町 4 番 5 5 - 6 号
電話番号	0 8 3 - 9 2 4 - 6 6 1 3

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の訪問看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう看護、リハビリ等を主体とした生活全般にわたる援助を行う。利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して研修を行う等の措置を講じます。指定訪問看護（予防）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

### 4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤 1名、非常勤 名 日勤（午前8時30分～午後5時15分） その他、早朝、夜間、深夜対応できます。
看護師	8人	常勤 7名、非常勤 1名 日勤（午前8時30分～午後5時15分） その他、早朝、夜間、深夜対応できます。
理学療法士	2人以上	常勤 3名、非常勤 名 日勤（午前8時30分～午後5時15分）
作業療法士	2人以上	常勤 2名、非常勤 名 日勤（午前8時30分～午後5時15分）
言語聴覚士		常勤 名、非常勤 0名 日勤（午前8時30分～午後5時15分）
事務員	1人	常勤 名、非常勤 1名 日勤（午前8時30分～午後5時15分）

### 5. 営業時間

営業日	【平日】月曜～金曜日 【休日】土曜、日曜、祝祭日、盆休み、年末年始、創立記念日 必要に応じて、毎日電話連絡・訪問対応可
営業時間	8:30～17:15 必要に応じて24時間電話連絡・訪問対応可

## 6. 介護保険 利用料

地域単価（丙地区）		1単位：10円
【訪問看護／介護予防訪問看護】 《サービス提供体制加算6単位含む》		
昼間帯：20分未満	320単位	／ 309単位
30分未満	477単位、	／ 457単位
30分～1時間未満	829単位	／ 800単位
1時間～1時間30分未満	1, 134単位	／ 1, 096単位
【訪問リハビリ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）】		
1回(20分)	300単位	／ 290単位
2回(40分)	600単位	／ 580単位
3回(60分)	813単位	／ 444単位
（6回/週を限度に算定）		
（1日2回を超えて実施の場合は所定単位の90%、介護予防は50%）		
<u>加算要素</u>	早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）	25%割増し
	深夜（22時～翌朝6時）	50%割増し
初回加算	300単位・350単位（退院当日の訪問）	
看護体制強化加算	300単位	
緊急時訪問看護加算	600単位（月に1回）	
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	
ターミナル加算	2, 500単位（死亡月）	
長時間訪問看護加算	300単位 / 回（1.5時間を超えた場合）	
複数名訪問加算	254単位 / 回（30分未満）	
	402単位 / 回（30分以上）	
退院時共同指導加算	600単位/回	

## 7. 苦情申立窓口

ご利用ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法 電話 093-924-6614
	面接 在宅複合型施設 やすらぎ
	苦情解決責任者 所長 中村 洋
	苦情・相談窓口担当 施設長 河村 靖則
	山口県済生会 苦情解決第三者委員
	金子ふさえ 083-924-9498 松永 俊夫 083-928-3141
山口市	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法 電話 093-934-2795
	面接

山口県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話 面接	093-995-1010

## 8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて市町村等へも連絡いたします。		
協力医療機関	医療機関の名称 院長名 所在地 電話番号 診療科 入院設備 救急指定の有無 契約の概要	済生会山口総合病院、湯田温泉病院 郷良 秀典、中村 洋 山口市緑町2-11、朝倉町4-5 083-922-2430、932-3311  有り 有り 有り 無し 同一法人のため契約書不要

## 9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 10. 通常の事業の実施地域

山口市の区域

### 11. 衛生管理等

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 1 2. 苦情処理

事業所は、指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

## 1 3. 個人情報の保護

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得ます。

## 1 4. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 5. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 6. 地域との連携等

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問看護の提供を行うよう努めます。

#### 1 7. その他運営に関する重要事項

事業所は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。